

今後の重点的な取組事項

1 行政サービスの高度化 (6) その他の取組事項 統合型GISの導入の促進

統合型GIS (Geographic Information System:地理情報システム) は、地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ(例えば、道路、街区、建物、河川など)を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムである。統合型GISを導入することにより、地図データの整備に係る重複投資を防ぎ、部局を超えた情報共有への活用など行政の効率化やハザードマップの提供など住民サービスの向上を図ることができる。統合型GISは、福祉、防災、観光、環境など様々な行政分野で、電子申請・届出、情報発信、自治体内での政策判断などに活用可能であり、**「電子自治体における共通のプラットフォーム」の一つとして位置づけることができる。**

統合型GISは、平成18年4月現在、都道府県で14団体(29.8%)、市町村で292団体(15.8%)において整備されている。**今後、一層の整備促進を図るため、広域的な整備・運営、住民、コミュニティ、民間事業者との連携等により整備の効率化と利活用の拡大を進めることが必要である。**

0

統合型GISに関する総務省の取組み

- 平成 9年度 ・地理情報システム(GIS)に関する調査研究
- 平成10年度 ・地方公共団体業務に係る各種地理情報システム(GIS)の相互利用に関する調査研究
- 平成11年度 ・統合型GIS共用空間データベース仕様に関する調査研究
・統合型GISの整備に対する財政支援措置の新設(特別交付税措置)
- 平成12年度 ・統合型GIS共用空間データベース及び広域活用のあり方に関する調査研究
- 平成13年度 ・統合型GISの普及に向けた空間データ更新手法に関する調査研究
・統合型の地理情報システムに関する全体指針
・統合型の地理情報システムに関する整備指針
・共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書
- 平成14年度 ・広域における統合型GISの普及に向けた調査研究
・統合型の地理情報システムに関する運用指針
・統合型の地理情報システムに関する活用指針
- 平成15年度 ・統合型GIS導入・運用マニュアル
- 平成16年度 ・統合型GISの整備に対する財政支援措置の拡充(普通交付税措置)
- 平成18年度 ・統合型GISの整備促進に関する調査研究
- 平成19年度 ・統合型GIS推進指針

1

統合型GISの導入に関する地方財政措置

データ整備

【特別交付税】

統合型GISの導入に必要な共用空間データ整備費の50%に財政力に応じた補正をかけた額

(限度額：都道府県240百万円 市町村120百万円)

【過去の実績(措置額)】

15年度：	都道府県：	8団体	159,121千円
	市町村：	92団体	719,119千円
16年度：	都道府県：	6団体	164,108千円
	市町村：	100団体	522,629千円
17年度：	都道府県：	6団体	148,736千円
	市町村：	113団体	605,644千円
18年度：	都道府県：	6団体	106,209千円
	市町村：	87団体	795,896千円

システム整備

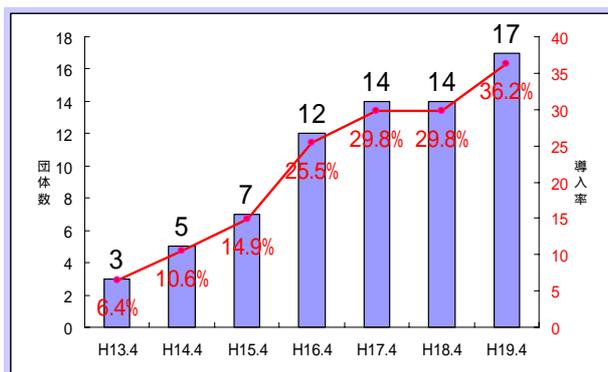
【普通交付税】

統合型GISを運用するためのシステム整備に対し16年度から5年間〈総額：95億円×5年=475億円〉

(都道府県40百万円×5年 市町村4百万円×5年)

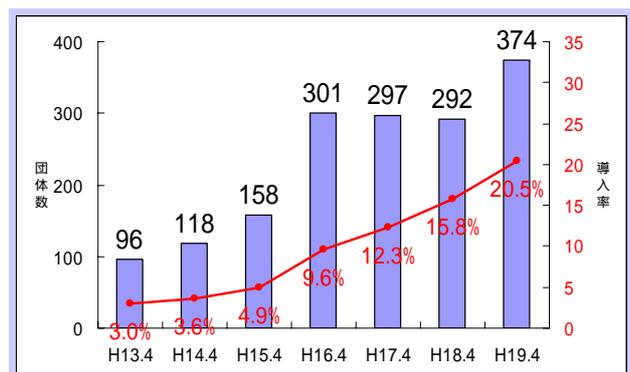
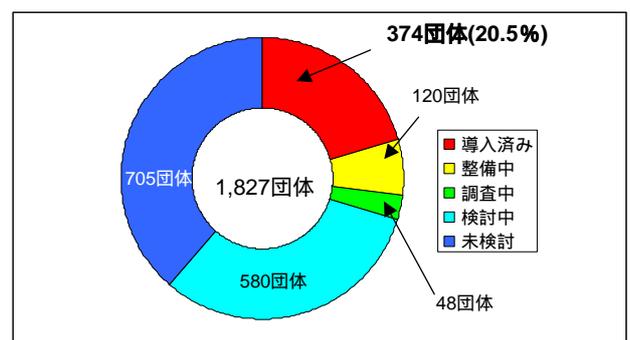
統合型GISの導入状況

都道府県



市町村

(H19.4.1時点)



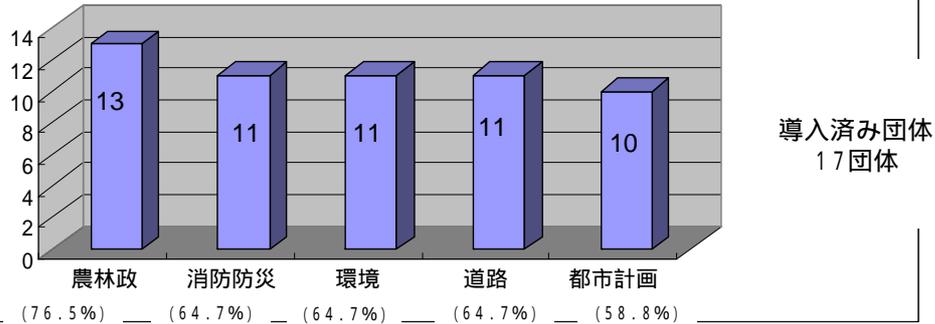
統合型GISの主な利用業務



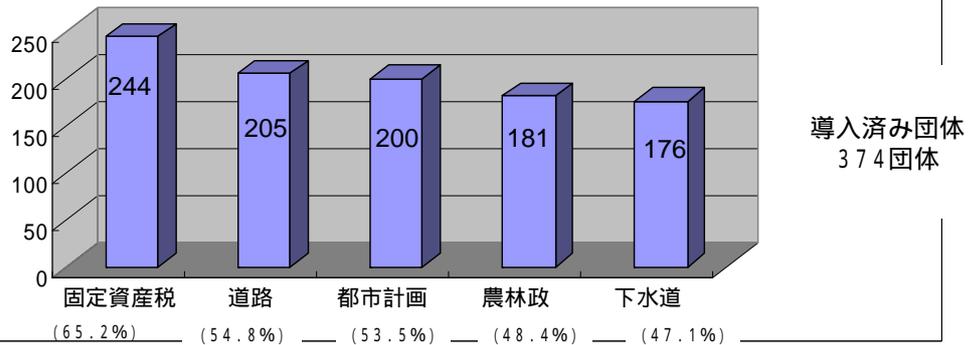
回答が多かった上位5業務(複数回答)

(H19.4.1時点)

都道府県



市町村



4

統合型GIS推進指針の概要



経緯

総務省は、従前より、地方公共団体における統合型GIS(地理情報システム)の整備促進のため、指針の策定や調査研究等の各種の施策を実施するとともに、特別交付税や普通交付税による財政支援措置を講じてきた。その結果、地方公共団体における統合型GISの整備は着実に進展したが、厳しい地方財政状況の中、なお一層整備促進を図るためには、より効率的で安価なシステム整備のための方策や効果的な活用方策が必要。また、平成19年5月に制定された「地理空間情報活用推進基本法」においては、地理情報システムの利用拡大等の施策の策定・実施が地方公共団体の責務と規定されたところ。このような状況を踏まえ、地方公共団体の取組の参考となるよう、従前の統合型GISに関する指針を見直し、「統合型GIS推進指針」を作成。

地理空間情報活用推進基本法の成立
(平成19年5月30日公布、8月29日施行)

統合型GISに関する全体指針、運用指針、活用指針、整備指針の見直し・一本化。
先進事例、独自事例を幅広く集め、提供。

統合型GISの位置づけと目標

共用空間データは地理空間情報の共通基盤として位置付けられるもの。
「共用空間データ」を構築することにより、全体としてデータ整備の重複を防ぎ、データ作成費用を削減。様々な行政分野において、住民サービスの向上、業務の効率化・高度化、地域の課題解決を図る。

統合型GISの整備・運用・活用の考え方

(1) 整備について

電子自治体における共通のプラットフォームの一つとして、各地方公共団体の実情に即した整備が重要。
特に、隣接する市町村間や広域行政体、都道府県間での共用空間データの共同整備は、データ整備費用の低減とともに、情報交換の円滑化による業務効率化に有効。

(2) 運用について

共用空間データはもとより、個別空間データ等についても確実に更新されることが重要。また、職員が日常的に使いこなせるよう、研修の実施やサポート体制の整備が必要。さらに、必要に応じてシステムの拡張やデータの拡充を図ることも重要。

(3) 活用について

地域コミュニティの活性化や住民参加のツールとしての利用とともに、地域の民間事業者による活用や連携を図り、利便性・効率性・地域活力を実感できる電子自治体の構築に繋がる活用が必要。

個人情報保護について

個人情報に該当するデータについては、各地方公共団体の定める個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱わなければならない。

5

1. 電子自治体の取組との連動

(例) 共同化の取組
各種手続等のオンライン利用促進

2. 民間ビジネスの活用・連携

(例) 各地における官民連携の取組
ASPサービス等民間サービスの利用

3. コミュニティや住民参画

(例) 地域SNSでの活用
住民参加の安全安心マップ作成

4. 自治体内部の通常業務における活用

(例) 環境・福祉、清掃、観光など